

**糖尿病性腎症重症化予防対策事業 医療費抑制効果等評価業務
に係る公募型企画提案競技実施要項**

1 委託業務名

糖尿病性腎症重症化予防対策事業 医療費抑制効果等評価業務（以下、「本業務」という。）

2 業務の目的

レセプトデータや健診結果などを用いて、医療費、治療状況、身体状況、生活習慣等の変化を分析し、結果を可視化することで、「糖尿病性腎症重症化予防対策事業」の事業効果を評価し、より効果的・効率的な事業を展開するための課題を把握する。

3 業務内容

別紙「糖尿病性腎症重症化予防対策事業 医療費抑制効果等評価業務 委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

4 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

5 委託予定上限額

金 24,640,000 円（うち、消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は本業務の上限額であり、この範囲内で埼玉県財務規則第 103 条の規定により予定価格を定める。

6 応募資格

次の（1）～（8）のすべてを満たす事業者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2）埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- （4）本業務の募集開始日から企画提案書の提出時までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- （5）本業務の募集開始日から契約相手方の決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、特別法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者であること
- (7) 令和7・8年度に属する埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に、業種区分「電算業務」においてA等級で登載された者であること。
- (8) 過去5年間に於いて、国、地方公共団体との間で、本事業と同種かつ同規模程度以上の契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

7 手続等に関する事項

(1) 質問の受付及び回答

ア 質問期限

令和7年6月19日(木) 17時(必着)

イ 質問方法

(ア) 質問書(別添様式)を添付した電子メールを、後記7(4)のアドレスに送信する。

(イ) 質問内容には特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(ウ) メール件名を以下のとおりとすること。

【法人名】糖尿病評価質問

(エ) 簡易なものを除き、口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答方法

令和7年6月23日(月) 17時までに電子メールにより回答するとともに、県のホームページに掲載する。

(2) 公募型企画提案競技参加申込

本業務公募型企画提案競技に参加を希望する事業者(以下、「参加希望者」という。)は、以下に基づき、予め参加申込みを行うものとする。

ア 提出期限

令和7年6月27日(金) 15時(必着)

イ 提出先

後記7(4)のとおり

ウ 提出書類

参加申請書【様式1】及び法人等概要調書【様式2】

エ 提出方法

電子メール(宛先:後記7(4))

※電子メールにより提出後、必ず、提出日の17時までに、後記7(4)記載の担当に、電話連絡すること

オ 参加辞退

参加申請書等を提出した者が本企画提案による公募の参加を辞退する場合は、速やかに文書で後記7(4)の担当まで届け出ること。

カ 共同参加

複数の事業者が共同して、本業務に参加することができるものとする（事業者間の意思決定や本業務委託に責任を持つ者（代表事業者）が決定され、事業者間の役割分担を明確にする必要がある）。

この場合、代表事業者が参加申請書【様式1】及び【様式1-2】を提出するとともに、代表事業者及び代表事業者以外の事業者に係る【様式2】及び各事業者の概要を示すものを合わせて提出すること。

なお、事業者のいずれかが6（1）～（8）の条件を満たさない場合は、参加することができない。

（3）企画提案書等の提出

本業務公募型企画提案競技は、原則として事業者の知見及び技術を生かした自由提案とするが、仕様書の趣旨を理解した上で有効な企画提案とすること。

ア 提出期限

令和7年7月3日（木）17時（必着）

イ 提出場所

後記7（4）のとおり

ウ 提出書類

項目	説明	様式
①企画提案書	表紙	様式3
②企画提案資料	以下の項目について、必ず記載すること。 ・提案全体のコンセプト（方針） ・仕様書「7業務内容」についての具体的な提案内容 ※目次及びページ番号を付与すること。 ※用紙の大きさは、原則A4版とすること。 ※50ページ程度にまとめること。	様式自由
③事業計画書	事業計画とスケジュールを記載すること	様式自由
④業務実施体制調書	業務の体制を記載すること ※体制図（様式自由）も添付すること	様式4
⑤業務実績調書	本業務と同様及び類似する実績を記載すること	様式5
⑥参考見積書	経費を積算した内訳書を添付すること ※宛名は「埼玉県知事 大野 元裕」とすること ※記載の金額が予定価格を超過した場合は失格とする	様式6
⑦パンフレット等	会社の概要が分かるパンフレット等を添付すること	様式自由

※ 日本語で記載すること。

エ 提出部数

企画提案書一式（紙媒体）10部（正本1部、副本9部）。

※ 参考見積書記載の金額が、予定価格を超過した場合は失格となるので注意すること。

オ 提出方法

持参又は郵送。後記7（4）のアドレスあてメールでも提出すること。

※ 郵送の場合は配達記録が残る方法で送付すること。

※ F A Xでの提出は不可。

（4）提出先・問合せ先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号（本庁舎4階南側）

埼玉県保健医療部 健康長寿課 健康長寿担当

（電話）048-830-3585（直通）

（E-mail）a3570-02@pref.saitama.lg.jp

8 審査・選定に関する事項

（1）審査方法

ア 前記7（3）ウの提出書類について、書面審査（第一次審査）を実施し、合格者についてプレゼンテーション審査（第二次審査）を実施する。ただし、企画提案書等の提出者が5者以内の場合は、書面審査は実施しない。

※ プレゼンテーション審査の参加の可否については、別途通知する。

イ プレゼンテーション審査では、提出された企画提案書等及び説明内容（質疑応答を含む）を総合的に評価する。

ウ プレゼンテーション審査の結果、最も優れた提案者を契約候補者として選定する。

エ プレゼンテーション審査の結果は、後日参加者全員に対して通知する。

（2）プレゼンテーション審査日時、会場等

ア プレゼンテーション審査は、7月11日（金）に県庁近隣会議室での実施を予定している。

イ プレゼンテーションは対面で実施するものとする。

ウ プレゼンテーションの実施方法及び日時等は、7月8日（火）までに第一次審査の通過者に第一次審査の結果とともに電子メールで通知する。

エ プレゼンテーションは提出した紙資料に基づき、実施することとする（パソコン、プロジェクター等の機材は使用不可）。

オ プレゼンテーション審査の主たる説明者は、当該業務を実施する際の統括担当者とする。

カ プレゼンテーション審査に参加する人数は、1提案者当たり「担当者届出書」に記

載された統括担当者及び担当者のうち、3名までとする。

キ 企画提案に係る説明の時間は20分以内、質疑応答の時間を10分程度とする。

(3) 審査項目

仕様書に対応した提案内容について下表のとおり審査する。

項目	配点	観点
基本方針等	10	・業務の目的と期待する効果を理解し、その実現に有効なコンセプト、構成になっているか。
業務実施内容	50	・委託仕様書の内容（特に「7 業務内容」）を踏まえた提案となっているか。
スケジュール	5	・効率的かつ効果的に事業が実施できるような工夫がなされているか。
業務実施体制	15	・業務の目的を理解し、的確な分析を実施できる組織編制、人員等を有しているか。 ・医療統計の知識・技術や、対象となる病態に関する知識（投薬・検査等含む）を十分に備えた人員が直接業務に携わっているか。 ・業務の目的を理解し、医療統計の知識・技術を有する者が分析内容を管理できる体制となっているか。
リスク管理能力	5	・事故があった場合等の危機管理対応等は十分か。 ・個人情報保護の観点が遵守されているか。
業務実績	5	・国、自治体の業務において当該業務に類似する業務の実績があるか。
見積金額	10	・事業に必要な経費が、効果的、効率的な実施に配慮した形で計上されているか。
計	100	

9 その他留意事項

(1) 参加申請に係る費用

参加申請に係るすべての費用（企画提案書の作成やプレゼンテーションなどに要する費用）は、参加者の負担とする。

(2) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(3) 提案の失格・無効

次の各号のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 配達記録が残らない方法で郵送されたもの。
- カ 提出書類がないもの。
- キ 本実施要項に従っていないもの。
- ク 委託料上限額を超える金額で参考見積書を提出したもの。
- ケ 参考見積金額を訂正したもの。
- コ 参考見積書と内訳表の金額が合致しないもの。
- サ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

(4) 公募型企画提案競技の停止、中止及び取消し

天災等やむを得ない理由等により、公募型企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、公募型企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該公募型企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(5) 提出された書類等の取扱い

- ア 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- イ 提出された企画提案書等に係るすべての書類については返却しない。
- ウ 提出された書類は、公正性、透明性を期すために、埼玉県情報公開条例（平成 12 年埼玉県条例第 77 号）に基づく開示請求等関連規定に基づき、公開することがある。（原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報を除く。）
- エ 提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、県が必要と認める場合には、県は、契約候補者にあらかじめ通知をすることによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写を示す）できるものとする。

(6) 契約等

- ア 受託者の決定
決定した契約候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により契約候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。
- イ 契約書及び業務の仕様の確定

契約書は、県と受託者で協議の上作成する。業務の仕様は、仕様書に記載されている事項を基本とするが、県と受託者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

ウ 契約保証金

要（契約金額の100分の1以上の額。ただし、埼玉県財務規則の規定に基づき免除する場合がある。）

エ 委託金の支払条件

委託金の支払い方法は、業務完了検査後の精算払いとする。

オ 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知りえた情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

カ 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令を遵守しなければならない。